

事業報告書（指定管理者による自己評価）

1 指定管理施設及び指定管理者の概要

指定管理施設	名 称	西部地域スポーツ施設
	所 在 地	北九州市八幡東区八王寺町 4 番 1 号 他
指定管理者 （自己評価者）	名 称	北九州市スポーツ協会
	所 在 地	北九州市八幡東区八王寺町 4 番 1 号
指定期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日
事業報告（自己評価）の 対象期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

2 企画提案事業・自主事業の実施状況（対象：自己評価の対象期間）

企画提案事業	応募時提案 （□にレ点）	実施の有無 （○・×）	備 考 （補足説明等）
アプリを活用した施設の利用促進 事業	☒	○	
大型ビジョンの利活用事業	☒	○	
非常用物品・防災用品配備事業	☒	○	
盗難防止に向けたセーフティーボ ックス・コインロッカー設置事業	☒	○	
自主事業	応募時提案 （□にレ点）	実施の有無 （○・×）	備 考 （補足説明等）
各競技の普及を目的としたスポー ツ教室（2 4 教室）	☒	○	
高齢者・一般市民を対象とした健康 教室（5 2 教室）	☒	○	
自動販売機設置	☒	○	
利便性向上のための事業	☒	○	

※応募・申請時の提案書や毎年度の事業計画書等に記載の事業を記入してください。

3 自己評価結果

評価項目及び評価のポイント		自己評価
1	施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み	
	(1) 施設の設置目的の達成	評価レベル（0～5）
	① 計画に則って施設の管理運営（指定管理業務）が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか（目標を達成できたか）。 ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、その効果があったか。 ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果を得られているか。 ④ 施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。	5
	【評価の理由、要因・原因分析】 ① 北九州市のスポーツ施設の設置目的は「スポーツの普及・振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する」である。この設置目的は、本協会設立の目的である定款第3条「スポーツの普及振興を通して、北九州市民の心身の健全な発達と健康で明るい市民生活の確立に寄与する。」と一致している。これを理念として管理運営に全職員一丸となって努めた。健康教室、スポーツ教室の開催、加盟36団体、スポーツ少年団との連携を通して設置目的に沿った成果が得られている。大規模な国際大会等はなかったが、利用者数は、目標を大きく上回った。 ② 1、自主事業の実施による利用の促進を図り、スポーツ教室（59）・健康教室（50）合計109教室を実施した。また、ジュニアの競技力向上を目指した事業も推進した。 2、関係団体との連携を図り、有名選手の招聘による施設利用者の促進を図った。 3、行政との連携による世界大会・全国大会規模の大会誘致を積極的に受入れ、市民から要望の高いプロリーグの大会等、「見るスポーツ」「支えるスポーツ」として受入を積極的に行った。 4、高齢者などにも簡潔で分かりやすい利用案内を作成し、減免や短時間利用の取り扱いなども説明して制度の有効活用が図られるよう利用促進に取り組んだ。 5、提案事業の大型ビジョンの利活用事業において、プロリーグ等の試合、各競技団体の大会、高等学校の体育祭等で大型ビジョンが広く利用された。 ③ 1、西部地域スポーツ施設を機能的に管理した。さらに効果的な営業・広報活動を行うためにSNS導入による利用促進事業に取り組んだ。西部地域スポーツ施設のホームページをリニューアルし各施設の情報を広報し、Instagramを開設し、情報を共有した。 2、総合体育館事務所をスポーツ協会事務局として、他4区（若松、八幡東、八幡西、戸畑）に管理事務所を配置した。各管理事務所所长を配置し、所長会議を定期的で開催し、情報共有をし、有機的な連携を図った。また、事務局の管理係に各管理事務所の担当を配置し、日頃から各施設の状況を把握している。 ④ 1、効果的な営業・広報活動を行うために、本協会の組織を有効に活用した。具体的には、加盟競技団体事務局長会議を実施し、常に施設の利用を有効かつ効果的に活用できるよう、所管	

施設との連携を図った。また、利用者の意見要望も集約した。

2、広報活動の中核をホームページとし、必要に応じ、迅速な情報提供を行うとともに、スポーツ・健康教室の年間開催情報誌「Let's Go」を年1回発行した。さらに、市政だよりを活用し、スポーツ教室・健康教室、その他、事業開催の広報活動を市民に平等に行った。協会だよりのDX化や、インスタグラムなど、SNSを活用した情報発信も進めた。

3、ホームページを改善し、加盟競技団体のHPにリンクできるようにし、大会の情報が分かるようにした。公益法人としての情報開示をHPで行った。

4、各施設における突発的、緊急的な工事等の計画は、行政と早期に調整を図り、利用者への広報活動を積極的に推進した。

5、指定管理者連絡調整会議を通じ、各管理事務所における諸問題及び利用者の意見をスポーツ振興課と確認、調整を図り、施設利用のルールや施設の整備等について提案を行い、諸問題の解決に努めた。

(単位：人)

【利用者数】	6年度 (更新前)	7年度 (1年目)	8年度 (2年目)	9年度 (3年目)	10年度 (4年目)	11年度 (5年目)
要求水準	施設再編の	740,000	740,000	740,000	740,000	740,000
目標値	ため情報な	750,000	775,000	800,000	825,000	850,000
実績	し	886,075	—	—	—	—

※ ・・・評価対象年度

・今年度の利用者数の目標は、大会の規模、施設の大規模改修等を考慮して設定した。その中で、総合体育館は、高等学校、専門学校の体育祭等の開催によって利用者数の目標を達成した。他の指定管理者の施設が工事等で休館したため、休館している施設の利用者が北九州市スポーツ協会が指定管理をしている施設を利用したことによって、目標を達成できたと考えられる。これからも、他の施設の状況や、利用者が何を求めているかを考慮して、目標を設定していきたい。

(2) 利用者の満足度

評価レ
ベル(0～
5)

- ① 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。
- ④ 利用者への情報提供が十分になされたか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

5

【評価の理由、要因・原因分析】

①「施設利用の感想 非常に使いやすい&利用しやすい」の目標を 95%以上に設定した。結果は、95.8%であった。マイナスの要因としては、施設・設備の老朽化や器具の故障等があった。できる限り早急の対応を行い、利用者に迷惑がかからないように対応した。修繕や工事が必要な施設があるが、優先順位をつけ、スポーツ振興課と連携しながら、対応していった。

「職員の対応・マナー とても良かった&良かった」の目標 95%以上に設定した。結果は、98.4%で、目標を達成することができた。定期的実施している接遇等の研修の成果がでていいる。また、日頃からの窓口、電話の対応をていねいに行っている成果がでたと思われる。忘れ物検索システム「みつけるくん」を導入し、忘れ物の写真と拾得した日時を登録することで、利用者からの問い合わせに対して、待たせずに対応することができた。

施設利用満足度	6年度 (更新前)	7年度 (1年目)	8年度 (2年目)	9年度 (3年目)	10年度 (4年目)	11年度 (5年目)
要求水準	施設再編のため情報なし	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
目標値		92.0%	93.0%	94.0%	95.0%	96.0%
実績		95.8%	—	—	—	—
有効回答数		1884人				

職員対応満足度	6年度 (更新前)	7年度 (1年目)	8年度 (2年目)	9年度 (3年目)	10年度 (4年目)	11年度 (5年目)
要求水準	施設再編のため情報なし	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
目標値		92.0%	93.0%	94.0%	95.0%	96.0%
実績		98.4%	—	—	—	—
有効回答数		1888人				

※ ・・・評価対象年度

②・「利用者ご意見箱」ポストをロビーに設置

意見・要望を受付けるポストを管理施設のロビーに設置し利用者のご意見・ご要望を把握した。

・定期アンケート、自主事業アンケートの実施

自主事業実施後に実施するアンケートを通して、具体的なご意見・ご要望を把握し改善に努めた。

・受付窓口での直接把握

多くの利用者と接する受付窓口で、ご意見・ご要望を把握するため、挨拶から傾聴とコミュニケーションを大切にして声をいただきやすい雰囲気づくりを行った。

上記の3点のほか、加盟団体事務局長会議を年間2回程度開催する中で、ハード面・ソフト面についてご意見を伺い改善に努めた。さらに、理事会、評議員会においても同様に示唆をいただいた。

③・苦情等を把握する方法

- 意見や要望を所長会議に示し、苦情となりやすい事案について、議論を重ねると共にスポーツ振興課とも相談を重ね、より良い方向へと改善を図った。

- 苦情の通報は多方面から入ってくる。協会事務局へ、各管理事務所へ、スポーツ振興課

へ、市長への声へ投稿、市議会議員へ、加盟団体を通して等が考えられる。どこからの通報においても、上記基本方針にそって対処し、状況に応じた迅速な対応と改善を図った。

・苦情等の処理方法

苦情については、管理係長から至急回覧し、判断が必要な案件については、報告と確認を行いながら、緊急の運営会議で対応策について検討を図った。また、苦情の内容・処理・結果については、全て施設管理の手引きに記録を残し、今後の運営の参考資料として、スポーツ協会全体で共有した。

- ④ 管理施設内における掲示板による情報提供としては、それぞれの管理施設内外に、案内板や料金表、利用時間帯表、月行事表を設置し、来場者への情報提供を行っている。

また、工事・休館などの緊急情報は、施設内の目につきやすい場所に掲示をし利用者への周知徹底を図った。利用者への情報提供を充実するため、協会ホームページの充実やホームページに個人利用（共用利用）日の掲示、加盟団体の大会・結果情報の貼付、スポーツ教室情報を添付するとともに、本年度よりインスタグラムを始め、行事予定や行事の内容等を公開した。

⑤ 総合体育館での取組

- (1) 早朝開館・深夜サービス対応の実施
- (2) 会議室の有効利用（スポーツ関係以外の利用）
- (3) 教室申込方法の多様化

各種スポーツ教室の受付に関し、原則として公平性の担保を目的とした往復ハガキによる受付を維持しつつ、市民の利便性向上を図るため、多様な手段で参加申し込みを行える環境を整えた。（若年層の集客を促進するインターネット受付のほか、高齢者へ配慮として電話による受付も実施）

- (4) 避難者、利用者への情報提供サービス

現在、総合体育館は「災害時予定避難所」になっており、特定された5つのスポーツ施設に「災害時対応用」の自販機を全て設置した。また、総合体育館では、大雨の時、近隣の住民が避難してくることがある。1階東ロビーに65型テレビを設置し、気象情報、土砂災害関連情報を避難してきた住民に提供している。さらに、体育施設情報・ニュース・天気予報等も発信できるようサービス向上に努めていく。

他の施設での取組

北九州市立スポーツ施設管理要綱に定められた開館時間について、施設の有効活用と市民のスポーツ振興を図るため、以下の取組を行った。

- (1) 早朝開館及び時間外（深夜を含む）サービスの実施

専用利用及び主要大会での準備に伴う早朝開館を継続した。また、大規模大会の開催に伴う荷物の搬入・搬出に係わる時間外対応や、北九州市のイメージアップ事業への支援についても広報課・スポーツ振興課と共に積極的に推進した。

- (2) 室内プールの開館前の利用（教室等）

2つの屋内プールの開場は、10時から20時となっているが、9時～10時には、専用利用の教室を計画し実施した。

- (3) 「くきのうみ小学校」が、水泳学習として若松体育館プールを利用

本年度も水泳学習のため、若松体育館プールを利用した。月曜日の休館日等を利用し、6月に週2回小学校の水泳学習を実施した。

- (4) 会議室の有効利用（スポーツ関係以外の利用）

各区の体育館には、会議室や多目的室が整備されている。有効利用することで、利用者増を目指した。総合体育館同様、スポーツ関係行事に影響がないことを前提に文化関係や地域の方の利用も可能にしている。 (5) 熱中症への対策（空調機の稼働、スポットクーラーの設置及び会議室の開放サービス） 総合体育館は、既に空調機が設置されていたが、若松体育館・武道場、折尾 SC、香月 SC・柔剣道場、八幡東体育館にも空調機が設置された。熱中症対策として、6月から9月末までの間、専用利用だけでなく、共用利用についても暑さ指数に応じて空調機を稼働させ、熱中症の予防に努めた。 また、空調機が設置されていないスポーツ施設については、スポットクーラーの設置及び会議室のエアコンを稼働させ、熱中症対策としてシェルターとして有効活用を図った。 熱中症予防の一助となることを目的に、総合体育館において、郵宣協会と連携し、マイボトル用給水スポットを設置した。			
2 効率性の向上等に関する取組み			
(1) 経費の低減等			評価レベル (0～5)
① 施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。 ② 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。 ③ 経費の効果的・効率的な執行がなされたか。			4
【評価の理由、要因・原因分析】			
①			
	令和6年度 使用量(m ³)	令和7年度 目標量(m ³)	令和7年度 使用量(m ³)
小石プール	1,544	1,200	1,142
藤ノ元プール	1,372	1,000	1,203
大池プール	1,633	1,400	1,773
沖田プール	1,466	1,200	1,527
木屋瀬プール	1,965	1,400	2,548
上津役プール	787	900	992
折尾プール	1,506	1,000	1,040
計	10,273	8,100	10,225
・例年、屋外プールの水道使用量の低減を目標にあげている。今年は、配管の老朽化による漏水で、水位が低下した。それを補うための注水や猛暑で上昇した水温を下げるために注水をしたことが原因で、水道使用量での低減は目標に達していない。しかし、小石プールは、昨年度使用量より低減できた。			
② 再委託の契約をする際、物価の高騰、最低賃金の上昇等を理由に業者から契約金の値上げを要求			

されるケースが出てきた。なるべく、経費が押さえられるようにいねいに交渉を行った。業者からの提案された複数年の契約を視野に入れて契約した。

③ 突発的な故障や施設の老朽化による修繕をリストアップして、優先順位をつけて、対応した。
また、工事による休館を利用して、修繕を行うことによって、修繕による休館を防ぐことができた。

(単位：千円)

【支出】		6年度 (更新前)	7年度 (1年目)	8年度 (2年目)	9年度 (3年目)	10年度 (4年目)	11年度 (5年目)
光熱水費	計画	施設再編 のため情 報なし	89,240	89,240	89,240	89,240	89,240
	実績		91,621	—	—	—	—
修繕費	計画		49,863	49,863	49,863	49,863	49,863
	実績		72,727	—	—	—	—
その他管理運営費	計画		461,883	461,883	461,883	461,883	461,883
	実績		445,905	—	—	—	—
計	計画		600,986	600,986	600,986	600,986	600,986
	実績		610,253	—	—	—	—

※ ・・・評価対象年度

※人件費はその他管理運営費に含む

・光熱水費については、猛暑の影響で、アリーナに7月から10月の間、冷房を入れるケースが多くなり、都市ガス、プロパンガスの使用量が増加した。冬期の暖房は、基本的には使用していない。主催事業等で希望があれば、使用している程度なので、光熱水費の増加の大きな影響を与えていない。修繕費は、施設の経年劣化による破損や、機器の故障により、増加している。温水プールのチラーは、修繕用の部品が手に入りづらく、長期にわたって、休館をせざるを得なかった。計画的にメンテナンスにも取り組み、今後、突発的な故障に備えていく必要がある。その他管理運営費は、物価上昇による物品の値上がり、最低賃金の上昇に伴う人件費の上昇により、大変厳しい状態である。

(2) 収入の増加

評価レ
ベル (0～
5)

- | | |
|--|---|
| ① 収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。 | 4 |
| ② 使用料(利用料金)収入以外に、自主事業による収入や、企業などの外部からの収入(例：協賛金など)を獲得できているか。 | |
| ③ 自主事業による収益を活用した施設の魅力向上などの投資や、サービス向上などの指定管理業務や市への収益還元の取組みがなされたか。 | |

【評価の理由、要因・原因分析】

- ① 収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

施設名	令和7年度目標	令和7年度実績
◎総合体育館等	27,000 千円	31,421 千円
◎若松体育館等	19,300 千円	20,199 千円
◎八幡東体育館等	6,470 千円	6,877 千円
◎折尾スポーツセンター等	25,800 千円	28,947 千円
◎鞘ヶ谷競技場等	4,000 千円	4,267 千円
総 計	82,570 千円	91,711 千円

(単位：千円)

【収 入】		6年度 (更新前)	7年度 (1年目)	8年度 (2年目)	9年度 (3年目)	10年度 (4年目)	11年度 (5年目)
指定管理 料収入	計画	施設再編 のため情 報なし	600,986	600,986	600,986	600,986	600,986
	実績		610,253	—	—	—	—
自主事業 収益還元	計画		0	0	0	0	0
	実績		2,319	—	—	—	—
計	計画		600,986	600,986	600,986	600,986	600,986
	実績		612,572				

※ ・・・評価対象年度

(単位：千円)

【使用料 収入】	6年度 (更新前)	7年度 (1年目)	8年度 (2年目)	9年度 (3年目)	10年度 (4年目)	11年度 (5年目)
使用料目標		82,570				
使用料実績	—	91,711	—	—	—	—

※ ・・・評価対象年度

・今年度は、国際大会などの大きな大会はなかったが、高等学校や専門学校等の体育祭の実施が多かった。個別の日程調整がむずかしいので、1月に調整会議を開き、調整したことによって総合体育館は目標を達成することができた。また、工事や故障による休館があり、目標の達成が難しいと予想したが、他の指定管理者の施設が工事等で休館したため、休館している施設の利用者が北九州市スポーツ協会の管理している施設を利用したことも要因の一つである。

② 使用料(利用料金)収入以外に、自主事業による収入や、企業などの外部からの収入(例:協賛金など)を獲得できているか。

令和7年度 自主事業収入

項目	令和7年度目標	令和7年度実績
教室参加料	4,888 千円	3,807 千円
自動販売機等収入	9,000 千円	9,845 千円
時間外対応料金収入	500 千円	436 千円
計	14,388 千円	14,088 千円

・教室参加料に関しては、目標を教室の参加者の定員数で試算している。参加者の希望が多い教室は抽選して参加者を決定しているが、定員に満たない教室があったため、目標を下回った。今後、目標の設定を検討する。自動販売機収入については、猛暑、熱中症対策で、自動販売機の利用が増え、増収となった。昨年度から実施している時間外対応料金収入に関しては、職員の時間外労働を減らすという目的は、達成できた。

<指定管理業務への収益還元の状況>

(単位：千円)

【実績】	6年度 (更新前)	7年度 (1年目)	8年度 (2年目)	9年度 (3年目)	10年度 (4年目)	11年度 (5年目)
利益額	施設再編の	11,901	—	—	—	—
還元額	ため情報な	2,319	—	—	—	—
還元率	し	19%	—	—	—	—

※ ・・・評価対象年度

③ 自主事業による収益を活用した施設の魅力向上などの投資や、サービス向上などの指定管理業務や市への収益還元の取組みがなされたか。

・自主事業の収益を活用して、管理施設内のパソコンのOSをWindows11にバージョンアップした。また、ビジネスフォンを導入し、応対品質の向上を目指した。この2点によりサービス向上などの指定管理業務の取組ができた。忘れ物検索システム「みつけるくん」を導入し、忘れ物の写真と拾得した日時を登録することで、利用者からの問い合わせに対して、待たせずに対応することができた。また、観客誘導用の柵を購入するなど施設利用の利便性を高めた。収益で市債を購入することで、市へ貢献した。

3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）の実施状況

評価レベル
(0～5)

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であったか。
- ② 職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか（管理コストの水準、研修内容など）。
- ③ 地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。

4

[評価の理由、要因・原因分析]

① 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の合理的な配置について。

1、管理責任者

- (1) 総責任者・・・本協会会長
- (2) 執行役員・・・副会長（2名）、専務理事（1名）、常務理事（3名）
- (3) 実務担当責任者・・・本協会事務局長
- (4) 管理事務所責任者・・・管理事務所長（4名）
- (5) 協会本部係長・・・事業係長（事業系の総括）管理係長（施設管理の総括）

2、管理体制

(1) 管理職・職員の採用は、一般公募または加盟団体推薦の中から、スポーツ施設管理者として十分な経験を有し、かつ人格的に優れた人材を採用・配置する。

(2) 事務局、各事務所に効率かつ適切な管理運営に配慮した人員を配置する。

3、施設の管理運営にあたる人員の配置について

・ 協会事務局・・・事務局長(1)(カッコ内は人数)

(1) 事業係・・・係長(1) 職員(3)

協会管理に関する業務(理事会、評議員会、加盟団体関係業務、市よりの委託業務、自主事業他)を担当しスポーツの振興を積極的に推進。

(2) 管理係・・・係長(1) 職員(6) 短時間職員(3) 土・日・祝日職員(1)

総合体育館の管理運営、指定管理関係の庶務・経理業務、各管理事務所の委託管理指導・工事・修繕・入札を担当する業務。

・ 管理事務所・・・管理事務所長(4) 職員(13) 短時間職員(5)

管理事務所全施設の管理運営、各区管理委託先の運営指導・委託先を含めた施設全体の工事修繕、スポーツ、健康教室の企画運営を担当する業務。

・ 運営委員会管理のスポーツ施設・・・委員会会長(1) 副会長(1) 管理人(1)

市から指定を受けたスポーツ施設の管理運営と調整業務。

・ 本協会委託のスポーツ施設・・・責任者(1) 従事者(3～7)

・ 機械の保守点検、清掃、警備、剪定・草刈り業務等専門業者と契約を結び業務を委託し管理、指導を推進。

(3) よりよい管理運営を行うためには、優秀な人材が必要であり、その人材確保は適正な給与水準を確保することが不可欠となる。そのため、社会保険(健康保険、雇用保険)に加入し、指定管理業務に相応しい体制を確立した。

(4) 職員・嘱託職員の給与については、雇用形態、職務の難易度に応じて、適正な給与体系を構築した。

(5) 本協会は公益財団法人の認可を平成24年に受け14年が経過した。今後も、より責任のある法人として、公益事業の充実と透明性に努めていく。それに伴い、就業規則の育児・介護休暇等の規程を改定した。また、雇用年齢の見直し、年次有給休暇の時間休暇を改正し実施した。

(6) 総合体育館を基幹施設として、協会事務局を設置し、管理、事業の各種業務を集中管理するとともに、各区の管理事務所では、それぞれの地域の特性と管理する体育施設の規模にあった特色のある管理運営を心がけた。

(7) 所長、職員の採用は、加盟団体からの推薦を受け、スポーツ施設の管理には十分な経験や資格を有し、かつ人格に優れた人材を採用し配置した。

(8) 協会事務局と各管理事務所には、専用公用車を配置し、連絡等が密に図れるようにするとともに、PCを活用して、メールでの文書送受信で連携強化を図り、「報告・連絡・相談」の徹底と強化に努めた。

② 職員の資質・能力向上を図る取組について。

1、管理職5名は、消防法施行令の規定による「甲種防火管理者」の資格認定を有し救命救急(AED講習)を受講している。

2、スポーツ関係資格では、競技審判資格(体操競技、陸上競技、バドミントン、バスケットボ

ール、バレーボール、水泳、野球)、および競技コーチ・指導員資格(体操競技、陸上競技、水泳、バドミントン、レクリエーション、体力テスト、公認スポーツ施設運営士)等の資格を有している。

3、職員教育の継続実施を推進しており、職員の資質向上は現職教育が重要である。外部講師を招聘し、接遇研修、人権研修、ハラスメント研修、AED研修等を実施した。

③ 地域や関係団体等との連携や協働について。

1、地域住民との連携

(1) 地域における『災害時予定避難所』として指定されている施設があり、地域や企業の災害時避難場所として活用した。周辺、地域住民へ掲示物等により提供するなど、地域との連携を図った。

(2) スポーツ用器具の無料貸出と指導

本協会が所有・管理している各種スポーツ用器具を、市民センター、市内自治区会、子ども会、老人会等への無料貸出、ニュースポーツの指導も行った。用具・器具は、各団体の運動会やレクリエーション等で活用され周辺地域との連携を図った。

2、関係団体等との連携や協働

(1) 総合型地域スポーツクラブとの連携

現在、北九州市内には、9つの総合型地域スポーツクラブが設立され、各地域で、設立目的に沿った活動を行っている。本協会は、総合型地域スポーツクラブと連携し、クラブの情報交換、交流事業を開催している。また、指定管理のスポーツ施設を再委託し、適切な管理運営、施設管理、利用者への対応を指導しながら、関連団体との連携を図った。

NPO 法人香月千代スポーツクラブ 香月スポーツセンター他
NPO 法人北九州スポーツクラブ ACE 木屋瀬プール

さらに、指定管理業務のソフト事業を実施する際に、主管する管理事務所でスポーツ教室など事業を協働して推進している。

若松管理事務所(若松体育館) NPO 法人若松サンシャインスポーツクラブ
戸畑管理事務所(鞘ヶ谷競技場) NPO 法人北九州陸上クラブ RiC
総合体育館 NPO 法人北九州陸上クラブ RiC (チャレンジスポーツ)

(2) スポーツ少年団の育成

令和7年度は、北九州市で、(公財)日本スポーツ協会に登録しているスポーツ少年団は、116団体、団員2,309名、指導者559名が活動を行っている。

本協会は、その事務局となり、登録事務、各種会議、種目別大会、交流大会、作文発表会、指導者講習、指導者表彰などを推進し育成を図った。

(3) 北九州市身体障害者スポーツ協会との連携

障害者の各種スポーツ大会へは、本協会加盟団体から、役員をボランティアとして参画させ協働している。特に、毎年開催されている「国際車椅子バスケットボール大会」は総合体育館で連携して開催され、障害者スポーツの普及および振興に寄与している。

(4) (公財)北九州観光コンベンション協会(以下コンベンション協会とする)との連携を図った。

令和7年度第30回全国私立高等学校選抜バドミントン大会 第65回西日本学生バドミントン選手権大会 他 (5) 行政所管である、スポーツ振興課との連携 北九州市都市ブランド創造局スポーツ振興課との連携を図り、施設の修繕・工事等を計画的・効率的に推進している。指定管理業務の適切な執行を図り、施設・備品・スポーツ器具の充実に努めた。また、各種競技の誘致対応を連携して推進していった。	
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	評価レベル (0～5)
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が適切に実施されているか。 ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。 ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われていたか。 ④ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支の内容に不適切な点はないか。 ⑤ 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。 ⑥ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。 ⑦ 事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。	5
〔評価の理由、要因・原因分析〕 ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策について。 1、個人情報保護体制の確立 事務局に個人情報保護責任者等を設置しているが、これに加え、各施設に現場個人情報保護責任者を設置するほか、電子情報保護責任者、相談窓口担当者などを設置し、個人情報の保護を徹底し実務に当たった。 2、個人情報保護規程の策定 個人情報について「利用者の重要な財産を預かっている」との認識のもと「個人情報保護法」や「北九州市個人情報保護条例」などの趣旨を踏まえた「個人情報保護規程」を策定しており、この規程に基づいて遵法に沿った個人情報の保護に当たった。 3、独自のマニュアルを作成し周知徹底を図る 個人情報保護法には、「目的外使用」、「第三者提供」、「共同利用」などなじみのない用語がたくさんあり、内容は決して簡単ではなく、体制整備や規程の策定だけでは、十分な管理ができない可能性がある。このため、当協会では、個人情報保護を基礎からわかりやすく解説した、独自のマニュアルを作成し、清掃、警備などの外部委託のスタッフも含めたすべての職員に配付するとともに、職員研修を実施して、周知・徹底を図った。 4、個人情報保護に関する具体的措置の実施 個人情報保護に関し、以下の通りの具体的措置を講じる。なお、これらの措置については職員の確実な履行を担保するため、定期的に（おおむね半年に1回程度）事務局が、職員の周知徹底のために監査を実施した。	

② 利用者が平等に利用できるような配慮について。

1、平等利用を確保するための基本方針

地方自治法第244条における公の施設の目的を理解するとともに市民の誰もが平等に利用できるよう取り組み、公共、公益性の確保していく。

そのための施策として、公平性を担保する受付方法や職員研修の実施など体制の整備を行う。

2、平等利用、公平性を確保するための具体的方策

受付業務、受付方法、利用案内などについては、以下の措置を講じることにより、平等利用、公平性を確保していく。

内 容	具 体 策
受 付 業 務	■施設利用や教室申込みなどで多数の場合は、厳格なルールのもと、公平に抽選を行う。
受 付 方 法	■専用利用は、総合体育館利用での市主催、国際・全国大会等の調整後、各区体育館で年間利用調整を行う。 ■個人利用は事前予約ができない。先着順に受け付ける。
利 用 案 内	■わかりやすい利用案内のリーフレットを作成する。 ■ホームページへ掲載により申込機会の均等を図っていく。 ■教室の案内は、年間計画を記したパンフレットを作成する。
職 員 研 修	■人権問題や障がい者理解などに関する職員研修を実施し、平等、公平な職員育成を図る。

3、あらゆる市民に公平・平等な業務の遂行

公の施設の管理者として、合理的な理由がないにもかかわらず、国籍、信条、性別、社会的身分、年齢等により、利用を制限したり、優先予約を受け付けたりする行為があってはならない。本協会では、以下の措置を講じることにより、受付や利用許可はもとより、接遇、広報活動などにおいても、あらゆる市民に対しても、公平で平等な管理運営と接遇対応を行う。

予約システムの導入で、予約日数の上限を各施設で設定し、一部の利用者が、独占して予約することを防ぐ。

公平、平等な施設利用

(1) 各管理所長による平等利用の確保

所長を平等利用の責任者とする。所長は毎月、受付、利用許可、接遇、広報が平等に行われているかどうかをチェックし、万一、平等利用に反する事案が発見されれば、直ちに改善を図り、事務局や北九州市に報告した。

(2) 不当な差別的取り扱いに該当する恐れがある行為の未然防止

平等利用は、職員側から見るのではなく、利用者の側の判断であるということを徹底した。つまり、職員が平等に業務を行っていると思っていても、利用者が不公平だと感じるとすれば、平等利用は確保されていないと判断し、対応策を講じる。また、施設の常連の利用者など、特定の利用者に対するルールに反する優遇措置（優先的な情報の提供など）についても、平等利用に反する行為であることを職員に理解させ周知徹底を図った。

(3) 職員研修の実施

平等利用の確保は単なる精神論では担保できない。職員一人ひとりが十分な知識を持つ

ことが基本であると考えている。このため、本協会では、指定管理者業務基本研修や人権研修など平等利用に関するさまざまな知識を習得するために外部講師を招聘し、職員研修を計画的に実施した。

【平等利用に関連する職員研修の内容】

研 修 名	研 修 概 要	実施頻度
人 権 研 修	人権尊重、ユニバーサルデザインなどに関する研修、障害者差別解消条例の研修	毎年1回
指定管理者業務 基 本 研 修	指定管理の基本である平等利用やサービス向上についての心構え及び接遇の留意点を理解する研修	毎年1回

4、障がいのある方や外国の方などが使いやすい施設

本協会では、いくら受付や利用許可などを平等・公平に行っても、特定の市民、特に、障がいのある方、外国の方などにとって、実質的に利用しにくい環境があるとすれば、それは平等な利用が確保されているとは言えないと考えている。このため、以下の措置を講じることにより、障がいのある方、外国の方などにも利用しやすい施設環境を整えた。

(1) だれにでもわかりやすい案内表示・情報提供を推進する。

各施設の案内表示を大きな文字、絵図などを用いて、だれもがわかりやすいように工夫していく。また、リーフレットやホームページ等の広報についても、障がいのある方や外国の方などに十分理解していただけるよう、大きな文字・外国語表記などをできる限り取り入れた。

(2) 自主事業などの工夫と取組について、

受付や利用許可等が平等であっても、それだけでは十分とは言えない。公の施設はあらゆる層の市民の皆さんに利用していただくことが大切と考えており、特に、利用を遠慮しがちな障がいのある方、外国の方等に気軽に来所できるように努めることも、平等・公平な利用を実現するための重要なポイントであると考えている。このため、国際車椅子バスケットボール大会の支援や、ふうせんバレーボールなど、障がいのある方や外国の方が参加しやすいイベントなどの開催にも積極的に取り組んだ。

5、使用料減免に関する考え方

市条例の減免規定を順守し、減免対象者（65歳以上の高齢者施設利用証持参を含む）を排除することなく、制度の趣旨を尊重し、利用案内、ホームページ及び窓口での周知を図り、規程を遵守していった。

6、暴力団等の利用制限について

福岡県暴力団排除条例等の関係法令に基づき、公の施設である市立スポーツ施設から暴力団の利用を排除し、利用拒否を徹底していく。なお、排除にあたっては、福岡県公安委員会が進める不当要求防止責任者（事務局長）を選任するなど体制を整備した。

③ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支の内容について。

1、施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

(1) 確度の高い積算

当協会は、長年に渡ってスポーツ施設の管理運営に携わっており、必要な経費はある程度正確に見積もることが可能である。今回の管理経費の設定にあたっては、まず、遵法第一に考え一部見直しも実施しており、漏れのない経費計上は勿論、経年劣化による修繕費の増大、燃料費の価格高騰なども考慮して設定を行い確度の高い算出としてきた。しかし、昨今の物価上昇、最低賃金の上昇は、想定を超えるものであった。

【総合評価】

【全体的な評価・今後の対応等】

- 施設の規模に応じて、世界・全国・西日本・九州・県大会等の大規模大会は、総合体育館で実施し、市内大会をはじめ、地域大会は、各区の行政区体育館で実施するなど、スポーツ振興課とも調整を図り、スポーツ施設の利用が、一部の競技者や競技団体だけに偏ることのないよう工夫した。
また、個人利用日を各施設で確保し、市民がだれでも利用できるように工夫と配慮を行った。
- スポーツ施設は、安全・安心・快適な管理運営が重要である。その為に、日頃からの保守点検を確実にを行うと共に、専門業者へ定期点検の委託を行い、業者との連携を密に図り、事故防止の徹底と安全確保の強化を推進した。
- 管理施設に対する苦情件数
令和7年度苦情、トラブルの件数 14 件 （令和6年度は31 件）
苦情・トラブルについて分類すると、駐車場等の施設の問題4 件、職員の接遇苦情4 件、その他6 件となっている。例年に比べ、駐車場の苦情が減少している。主催者との打ち合わせを綿密に実施した成果である。今後も過去の苦情から学んだことを打ち合わせ等に生かしていきたい。
- 職員の危機管理意識の向上のため、防火・防災、公共サービス基本法に基づく接遇、救命救急、AED 等の研修を実施した。
- 落雷事故、熱中症事故防止に備え、落雷警報装置や熱中症測定器を各管理事務所に装備し活用した。鞘ヶ谷競技場に整備したミストシャワー全基も積極的に有効活用した。
- プール開設中においては、直営・委託に限らず「溺水、吸い込み、飛び込み」等のプール3 大事故防止に努めた。そのために、事前の保守点検、監視員への指導の徹底を確実に実施した。
- 個人情報保護のために、協会独自の「個人情報保護マニュアル」方針を作成し、職員全員に遵守することを徹底した。
- 事故、防災、感染症等に対するマニュアルを作成し、迅速な対応が図れるよう推進した。
- 北九州市スポーツ協会に加盟している36 団体に対して、「加盟団体共催大会助成事業」「指導者養成講習会」「選手強化講習会」「ジュニア競技力向上事業」で支援している。これらの支援によって、「スポーツの普及振興を通して、北九州市民の心身の健全な発達と健康で明るい市民生活の確立に寄与する」という指定管理施設設置の目的の達成につなげている。
- 管理スポーツ施設で実施した健康教室（自主事業）
各施設で実施した自主事業には、多くの市民に参加いただき、健康の増進に寄与した。

【評価レベル】

評価レベル		評価レベルの考え方
5	良 い	要求水準・目標・計画を大幅に上回り、特に優れた管理運営をおこなった
4	↑	要求水準・目標・計画を上回り、優れた管理運営をおこなった
3	普 通	要求水準・目標・計画を満たしており、適正に管理運営をおこなった
2	↓	要求水準・目標・計画を下回り、課題の残る管理運営となった
1		要求水準・目標・計画を大幅に下回り、大いに課題の残る管理運営となった
0	適切でない	不適切な管理運営となった

施設概要（西部地域スポーツ施設一覧）

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的
1	北九州市立総合体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡東区八王寺町4番1号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。
2	北九州市立若松体育館	北九州市スポーツ施設条例	若松区古前一丁目1番1号	
3	北九州市立若松武道場	北九州市スポーツ施設条例	若松区古前一丁目1番2号	
4	北九州市立小石プール	北九州市スポーツ施設条例	若松区小石本村町20番1号	
5	北九州市立藤ノ元プール	北九州市スポーツ施設条例	若松区今光二丁目16番14号	
6	八幡東体育館	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡東区中央三丁目9番6号	
7	高炉台球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡東区中央三丁目9番	
8	北九州市立黒崎体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区藤田四丁目1番1号	
9	北九州市立折尾スポーツセンター	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区大浦三丁目9番1号	
10	北九州市立沖田プール	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区三ヶ森四丁目4番17号	
11	木屋瀬プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区大字野面610番4	
12	上津役プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区上上津役四丁目18番	
13	大池プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区鷹の巣二丁目15番2号	
14	折尾プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区丸尾町4番14号	
15	北九州市立八幡西柔剣道場	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区則松七丁目16番45号	

施設概要（西部地域スポーツ施設一覧）

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的
16	香月中央庭球場	北九州市都市公園、霊園、 駐車場等の設置及び管理に 関する条例	八幡西区香月西四丁目1番	スポーツの普及及 び振興を図り、市 民の心身の健全な 発達及び明るく豊 かな市民生活の形 成に資する。
17	香月中央運動場	北九州市都市公園、霊園、 駐車場等の設置及び管理に 関する条例	八幡西区香月西四丁目1番	
18	北九州市立香月スポーツセン ター	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区香月中央一丁目9番1号	
19	北九州市立鞘ヶ谷競技場	北九州市スポーツ施設条例	戸畑区西鞘ヶ谷町20番	
20	都島球場	北九州市都市公園、霊園、 駐車場等の設置及び管理に 関する条例	戸畑区牧山五丁目2番	
21	ひびきコスモス運動場	北九州市都市公園、霊園、 駐車場等の設置及び管理に 関する条例	若松区向洋町15-1	
22	北九州市立若松球技場	北九州市スポーツ施設条例	若松区響南町5	
23	北九州市立若松球場	北九州市スポーツ施設条例	若松区響南町5	
24	北九州市立若松庭球場	北九州市スポーツ施設条例	若松区響南町5	